

岡山県立笠岡商業高等学校 いじめ防止基本方針

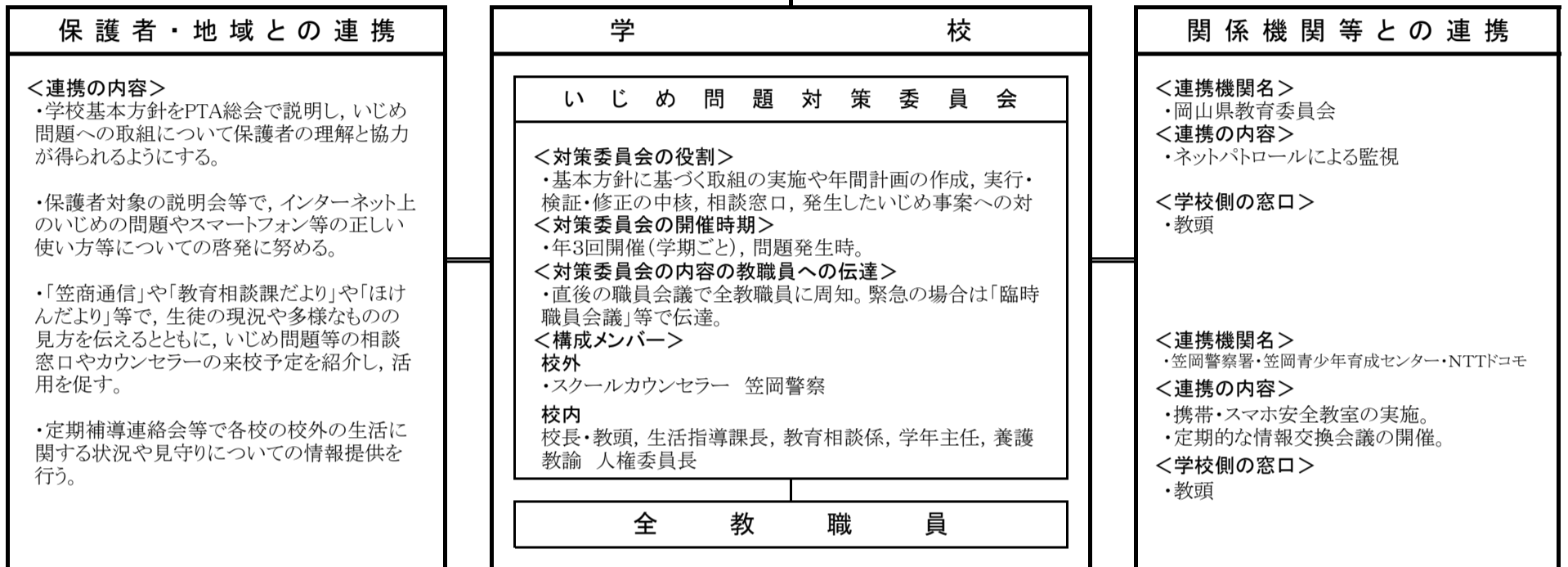
平成26年3月 策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校は、いじめに関する問題が少なく日頃の生徒と教員の関わりにより、落ち着いている。しかし、この関わりを緩めてしまうと崩れる可能性があるため、この関わりを大切にしている。
- ・本校は、携帯やSNSやインターネットでのトラブルは少ないが、表面には出てきていない場合もあるので、今後の指導を強化する必要がある。特にほとんどの生徒が利用している「LINE」でのトラブルが懸念される。
- ・本校は、特にインターネットを中心としたトラブルの未然防止の取り組みを強化し早期発見・早期対応を目指している。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校が組織的に取り組めるように「いじめ問題対策委員会」を中核に据える。構成員には、校長・教頭・生活指導課長・学年主任・養護教諭・教育相談係があたる。(臨時委員も設置)
 - ・「いじめ問題対策委員会」を定期的に開催し、生徒面接、学年会議、保護者懇談会等で話し合われた生徒情報の精査と共有を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに誰にも活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりにつとめる。
 - ・いじめの早期発見のために年2回以上生徒面接を実施すると共に保護者とも懇談会をもとに相談しやすい環境の醸成に努める。
- <重点となる取組>
- ・商業高校という特性を生かし、インターネット利用の実態をふまえて情報モラルに関する授業の充実を図る。
 - ・SNS・ライン等、使用の増加に伴い、いじめの認知能力や対応能力を高めるための自主研修等を行う。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の適切な指導をするため、生徒の現状や地域や警察署からの情報を、定期的にまとめ伝達研修を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二大行事(体育祭・文化祭)や部活動やボランティア活動で生徒自らが考え行動することで、全体の中の「個」を考えるようにする。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修・1日研修・二大行事(体育祭・文化祭)・修学旅行・球技大会等様々な活躍ができる機会を設けることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業高校の特性を生かし、教科「情報処理」で、「モラル」・「ネチケット」など情報の危険性にふれて授業を開始するようにしている。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートを、年2・3回、生徒個別面接を年2回行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当の教職員を生徒と保護者に周知するとともに、生徒の変化をいち早くとらえらえ、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるようなHRづくり等に留意する。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合には、報告書をつくり、関係教職員間でいつでも早急に情報共有できるようにする。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を複数の教員で行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、「いじめ問題対策委員会」を開催する。委員が不在の場合は代理人を招集する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して具体的な支援を長期的な視点に立つて行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、人として絶対に許されない行為であり、相手の心身に悪影響を及ぼすことに気付かせるなど、適切かつ毅然な対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう特別な指導を長期的な視点に立つて加える。